

1 HOT/COOL Player

米国新政権とどう向き合うか

酒向由紀(弁護士)

4 Pt 座談会

ADR法 10 年

—その成果と課題

山本和彦(一橋大学教授)／青木一郎(証券・金融商品あっせん相談センター専務理事)

垣内秀介(東京大学教授)／高畠敬信(自動車製造物責任相談センター常務理事(事務局長))

藤田正人(法務省大臣官房司法法制部参事官)／藤原 誠(弁護士／民間総合調停センター理事)

渡部 晃(弁護士／東京大学先端科学技術研究センター特任教授)

44 A 論説

民間ADRの利用促進のために

—日本ADR協会の取組みから

山田 文(京都大学教授・一般財団法人日本ADR協会理事)

ADR法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が2007年4月に施行されてから間もなく満10年を迎える。司法制度改革の一環として設けられたこの制度は「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となる」ことを目指して立ち上がり、現在では民間事業者が行うADRのうち法定された基準をクリアしたと法務大臣が審査・認証したいわゆる認証ADR団体は140団体を超えており、その取り扱う紛争の範囲は、一般的な民事紛争だけでなく、商事紛争、金融商品に関する紛争、事業再生に関する紛争をはじめ企業活動に関係するものまで幅広い。

このADR法の施行10年を期に、今号では、同法の制定・研究・運用等に携わっているさまざまなお立場の皆さんにご参画いただき、同法制定の意義を確認するとともに、この10年の歩み、成果を明らかにしつつ、残された課題としてのさらなる利用促進の方策を座談会、論説を通じて明らかにしていただいた。

CONTENTS

- F₁ 景表法による初の課徴金納付命令をひもとく
51 三菱・日産の燃費不正事例からひもとく
景品表示法の課徴金制度
染谷隆明(弁護士)
- 58 三菱・日産事例をどう伝えるか
——経営陣に伝えるべき3つのポイント
古川昌平(弁護士)
- A 論説
- 65 消費者契約法の「勧誘」の意義
——クロレラチラシ事件最高裁判決が投げかける課題
松田知丈(弁護士)
-
- 74 法制審議会便り
山本 翔(法務省民事局付)／佐藤丈宜(法務省民事局付)
-
- S 連載
- 75 信託法をひもとく
第2回 受託者の行為による信託財産の「変動」
佐久間毅(京都大学教授)
- 82 改正個人情報の保護に関する法律のポイント
第6回 BtoCビジネスと個人情報保護法
日置巴美(弁護士)
- 92 SWAT畠中悦子の事件簿
第17話 数次の法定相続
山野目章夫(早稲田大学大学院法務研究科教授)
-
- 94 NBL SQUARE 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する
検討会最終報告書の概要
中野 真(消費者庁消費者制度課政策企画専門官)／佐藤元紀(消費者庁消費者制度課政策企画専門官)
-
- 98 NBL Information
-
- 100 懐字炉 VUCAの時代に必要とされる新たな法務のあり方